

# 男性育休取得促進に役立つ 中小企業向け助成金制度



依然として男性育休取得率が低水準にある状況を改善するため、厚生労働省は「両立支援等助成金」のなかで「出生時両立支援コース」を設け、中小企業が男性従業員の育児休業取得を支援する取り組みに対して助成金を支給しています。本制度は、男性の育児休業取得を促進し、企業の雇用環境整備を後押しするものです。

## 両立支援等助成金 出生時両立支援コース

男性育休取得率の向上と、企業における両立支援の文化醸成を目的とし、男性労働者が子の出生後8週間以内に育児休業を取得しやすい環境を整備した中小企業に対し助成金が支給されます。

### 【支給対象事業主】

中小企業のみが対象です。業種ごとの中小企業の定義は、要綱をご確認ください。

### 【概要】

以下の2つの場合に助成金が支給されます。

第1種：男性が育児休業を取得しやすい「雇用環境整備」「業務体制整備」に取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続5日間以上の育児休業を取得した男性労働者が出た場合

第2種：男性労働者の育児休業取得率の数値（%）が1事業年度で30ポイント以上上昇し、50%を達成した（または一定の場合に2年連続70%以上となった）場合

### 【主な支給要件】

#### 第1種

- ・必要な数の雇用環境整備の措置を実施している
- ・男性労働者が、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得すること

#### 第2種

- ・雇用環境整備の措置を複数行なっている
- ・下記のAまたはBに該当すること

A. 男性労働者の育児休業取得率が、前事業年度から30ポイント以上上昇し50%以上であること

B. 男性労働者の育児休業取得率が、2カ年連続して70%以上であること

上記以外にも要件がありますので、詳細は要綱をご確認ください。

### 【支給額】

第1種＜男性労働者の育児休業取得＞

1人目：20万円 ※雇用環境整備措置を4つ以上実施した場合、30万円

2人目・3人目：10万円

第2種＜男性の育児休業取得率の上昇等＞

申請年度の前年度を基準として30ポイント以上上昇し、50%以上となった場合等：60万円

※申請時にプラチナくるみ認定事業主であれば15万円加算

育児休業等に関する情報公表加算：2万円

※第1種（1～3人目のいずれか）、または第2種のいずれか1回限り加算

### ○注意事項

同一事業主について、第1種は3人目まで、第2種は1回限りの支給です。また、第2種の受給後に第1種の申請を行うことはできません。

### 【おわりに】

近年、男性の育休取得率は年々向上していますが、中小企業では依然として取得が進みにくい状況が続いています。

出生時両立支援コースは、男性育休取得を促進するための重要な助成制度です。企業にとっては、助成金の受給だけでなく、職場環境改善や柔軟な働き方ができることによる人材定着という長期的なメリットがあります。本制度を活用し、育児と仕事の両立を支える職場文化を醸成し、優れた人材の確保・定着につなげてみませんか。

出典：厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryounitsu01/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryounitsu01/index.html)

※本記事の記載内容は、2025年11月30日現在の法令・情報等に基づいています。